

平成 28 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 64 号議案～第 83 号議案

平成 28 年 8 月 30 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 64 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号))	1 専決書 別冊
第 65 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	別 冊
第 66 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 67 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 68 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 69 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について	3 決算書 等別冊
第 70 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分につ いて	5 決算書 等別冊
第 71 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市病院事業会計決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 72 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 73 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 74 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市土地建物造成事業会計決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 75 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市貯木事業会計決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 76 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市下水道事業会計決算の認定について	13 決算書 等別冊
第 77 号 議案	平成 27 年度 舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について	14 決算書 等別冊

第 78 号 議 案	平成 27 年度 舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について	15 決算書 等別冊
第 79 号 議 案	平成 27 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について	16 決算書 等別冊
第 80 号 議 案	舞鶴市入札監視委員会条例の一部を改正する条例制定 について	17
第 81 号 議 案	舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例制定について	18
第 82 号 議 案	工事請負契約について((仮称)西運動公園(その3)整備 工事)	20
第 83 号 議 案	工事請負契約の変更について(舞鶴市環境衛生プラン ト建設工事)	22

第 64 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)(専決第 4 号)

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 103 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 69 号議案

平成 27 年度舞鶴市一般会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

第 70 号議案

平成 27 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、平成 27 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第 1 項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない

ない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第3項及び第4項 略)

第 71 号議案

平成 27 年度舞鶴市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 72 号議案

平成 27 年度舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 73 号議案

平成 27 年度舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市簡易水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市簡易水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 74 号議案

平成 27 年度舞鶴市土地建物造成事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市土地建物造成事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市土地建物造成事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 75 号議案

平成 27 年度舞鶴市貯木事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 76 号議案

平成 27 年度舞鶴市下水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 77 号議案

平成 27 年度舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 78 号議案

平成 27 年度舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 79 号議案

平成 27 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 80 号議案

舞鶴市入札監視委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市入札監視委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市入札監視委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市入札監視委員会条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市が発注した建設工事における」を「市の」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 市が発注した建設工事における入札及び契約の手續に係る再苦情の申立て(入札及び契約の手續に関する苦情の申立てについての回答を不服として、再度苦情を申し立てることをいう。)について審議を行うこと。

第 7 条第 1 項中「市が発注した建設工事における」を「市の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市の入札及び契約の手續の適正化を図るため、本委員会の所掌事務を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 81 号議案

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す
る条例

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年条例第11号)
の一部を次のように改正する。

別表第2東舞鶴駅周辺地区の部A地区の項アの欄第2号及びB地区の項アの欄第2号
中「、第2号、第5号又は第6号」を「から第3号まで」に改め、同部C地区の項アの
欄第2号及びD地区の項アの欄第2号中「第5号又は第6号」を「第2号又は第3号」に
改め、同部E地区の項アの欄第2号及びF地区の項アの欄第2号中「第5号、第6号、又
は第8号」を「第2号、第3号又は第5号」に改め、同表西舞鶴駅前地区の部アの欄各
号列記以外の部分中「、第2号、第5号又は第6号」を「から第3号まで」に改め、同
表大波下地区の部アの欄第7号中「第5号、第6号若しくは第8号」を「第2号、第3号
若しくは第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、引用する同法の条項を改めたいので提案する。

第 82 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

(仮称)西運動公園(その3)整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

193,050,000 円

4 契約の相手方

舞鶴市字伊佐津 65 番地

シンコー・ツバサ特定建設工事共同企業体

代表者 シンコー開発株式会社

代表取締役 星山 寿也

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

(仮称)西運動公園(その3)整備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 83 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴市環境衛生プラント建設工事

2 変更前工事請負契約金額

1,068,734,100 円

3 変更後工事請負契約金額

1,151,896,500 円

4 契約の相手方

千葉県美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1

三井造船環境エンジニアリング株式会社

代表取締役 福井 馨

平成 28 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市環境衛生プラント建設工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。